

令和5年1月23日 開会
令和5年1月23日 閉会
第 21 回
(通算第 210 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 18 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年1月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|-------------------|
| 1 | 日時 | 令和5年1月23日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室 |

第 21 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日	令和5年1月23日	
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室	
応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし	
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	茅原忠夫 河野雅俊 齋藤一政 田中一成 房崎主税 右田巧
欠席委員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 近藤彰彦 橋本俊郎 三浦浩明 本廣順保
欠員	なし	
本回の議長	会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央	
開会	議長は 9時00分 開会を宣告	
閉会	議長は 9時33分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	山吹寛 田村薫平	
会期の決定	令和5年1月23日	
開議	令和5年1月23日	
備考		

第 21 回農業委員会
(通算第 210 回)

令和5年1月23日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、潮委員、橋本委員、近藤委員、三浦委員、本廣委員、農業委員さん12名の内全員12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として山吹委員、田村委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>農地の所在は立戸〇、地目 畑、面積〇㎡、以下3筆、合計面積は2,361㎡です。所有者は〇さん、立戸の方です。非農地の事由は治山事業実施に伴う保安林指定のためです。</p> <p>治山事業の経過を説明します。この場所は、平成30年7月に降雨により出水が発生しました。その時に裏山の谷があふれ土石が流出し、危険な状態になっているとの通報を受けて、役場の建設水道課が現場を確認したところ、流木や土砂が流れ出した状況となっております。</p> <p>危険と判断し、町から島根県に治山事業の採択を要望した結果、急遽、事業採択が決定し、事業に着手することになりました。</p> <p>本来でしたら工事の着手前に、県が非農地証明願いの手続きをする必要がありましたが、人家や道路の保全を目的とした工事を優先して実施したため、手続きが後追いとなったそうです。そのことについて、益田県土整備事務所からの報告書が提出されております。</p> <p>以上です。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>補足を少しさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局が説明した所ですけど、すでに治山工事の方は、完了しております。これは人命にも関わるというところで、間髪入れず工事に入ったと思うんですが、非農地証明は、最初に、農業委員および最適化推進員において確認する所でございますけど、後追いで確認していただく、という形になろうかと思っております。その事につきまして、すでに現地も完了しております、コンクリートが張ってあると思っておりますけど、確認だけは、農業委員でやらなければならない、という事になるそうです。そのことの、ご了承をいただいたうえで、非農地証明確認委員さんの指名をし</p>

	<p>たい、いう風に考えております。</p> <p>皆さんのご意見を拝聴したいと思います。</p>
茅原委員	<p>今事務局の方から、説明ありましたが、この事業に対しまして、申請を県の方から出す、と言われましたけど、この土地は売買ではなかったのなら、○さんが、出さなきゃあいけん書類じゃないんですか？今、事務局の方は、県から出すと言われましたけど。</p>
事務局	<p>説明がちょっと曖昧ですみません。</p> <p>非農地証明は、○さんのお名前でお出しております。県の方としては、そういう手続きがある、という事を、○さんの方にお問い合わせする事が遅れた、という事だと思います。</p>
茅原委員	<p>○さんは、ああして公社に勤めて、農地の賃貸なんかをやっとる所において、そんな事も知らずにあったんですか？わざとだったんですか？</p>
森下委員	<p>この件に関しては、地元で昔から雨が降ったりすると、災害じゃないですけど、小さな落石等があった。だから、県議を通しながら、採択してくれとという形で何年も前から陳情していたんですが、なかなか予算がない、という段階の中から、遅れ遅れとなって、先程事務局から説明がありました、災害的なものが発生して、急遽工事になった、という事です。本人は、○家に養子に入りました。広島の方の出身でして、○家の長男という形で、○家の方に養子で入って、立戸に移住しておりますので、現場を見ても実際は山林なんですよね、実際は。そういう状態になっとなるんで、本人も登記を見ない限りは分からないと思います。畑という状態が、実際分からなかったのじゃないかという風に思っております。擁護するのではないのですが、今までのいきさつ的な事を、私が知っている事を、一言説明させていただきます。</p>
茅原委員	<p>自分の土地であると確認しておれば、出す時間がなかったという事はないような気もする。農業委員会に出てきたものを、長いこと引っ張って通さんちゅうような事はしちやあおらんのですけえ、工事が始まる話が決まったら出してもらえれば、すんだような気もしますが、まあ、そりやあ済んだ事じゃけえ、もうこれ以上言いませんけど、やっぱし、これだけ自分の土地にあるものとか、あるいは、その地区の担当の人が、そういう風な指導っちゅうような事を含めて、今後お願いします。返事はいりません。</p>

<p>議長</p>	<p>他にございますか？</p> <p>ないようでしたら、非農地証明の現場確認の委員のご指名をさせていただいて、よろしいでしょうか？。</p> <p>では、1人目は、この事業の後追いになりますけど、一応現地の方の確認をしていただきたいと思います。お1人目は森下委員さん、お2人目は河口委員さん、3人目は房崎委員さん、この3名にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか？</p> <p>後追いですが、よろしく申し上げます。</p> <p>はい、次は議案第1号の2番、事務局説明、よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号の2番について説明します。</p> <p>農地の所在は下高尻〇、地目畑、面積〇㎡、他1筆、合計面積は〇㎡です。所有者は〇さん、下高尻の方です。</p> <p>非農地の事由は昭和年月日不詳のころから作業小屋があり使用していましたが、その後、建物が老朽化したため増改築しました。今後も農地として利用することは考えられず、農地への復旧は困難である、というものです。</p> <p>以上です。ご審議申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>2番でございますけど、非農地証明の関係ですが、この事につきましては、3名の指名をさせていただきまして、次回の農業委員会の方で、報告をしていただくという形になろうかと思えます。</p> <p>はい、それでは現地確認者、本廣委員さん、それから茅原委員さん、それから、齋藤、私でこの3名で現地を確認したいという風に思えます。皆様のご承認をいただきたいと思います。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号について説明します。</p> <p>農地の所在は朝倉〇、地目は畑、面積〇㎡、他1筆、合計面積は〇㎡です。申請者は〇さんで朝倉の方です。場所は朝倉〇になります。</p> <p>農地区分は1種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合や集落に接続して設置する場合には許可が可能となっております。</p> <p>申請者が所有する土地は農地と山林のみで、他に適当な土地がなく、自宅の近くにあるこの農地を転用して墓地及び進入路にしたいということです。</p> <p>そして、この農地は、申請者の自宅の向かい側であるため、集落に接続している</p>

と判断できると考えます。

この農地は令和4年6月の農業委員会総会において、農業振興地域内農用地からの除外について意見を求められ、異議なしとしたところです。

その後、令和4年10月に農用地区域からの除外の手続きは完了したため、この度、転用の許可申請が提出されました。

転用目的は墓地と進入路です。申請地に隣接する南側に農地があるが、周囲をコンクリート擁壁とし、土砂などが流れ出ないようにします。排水は雨水しか出ないので、自然に浸透し問題ないと考えますが、近隣より苦情が出た場合は善処するそうです。また土地改良区からは意見なしとのことでした。

以上、ご審議をお願いします。

それでは、説明が済みましたところですがございますが、当朝倉地区担当の、河野委員さんより、現地の方の説明を、よろしく願いいたします。

議長

河野委員

これについては、昨年6月21日第14回農業委員会で、農業振興地域計画の変更について、意見を述べさせてもらいました。今回、この農地について、農地転用申請がでましたので、再度確認してまいりました。

隣接する地権者の同意を得ており、申請地の外周には大型排水路が設置されており、計画では、排水路までの、のり面勾配も1割8分の安定勾配であり、土砂の崩壊、農業用排水路に支障を及ぼすことはない、と考えましたので、問題はないと考えます。以上です。

議長

どうも、ありがとうございました。

担当者の委員さんのコメントは以上のような事でございます。

皆さんの意見をうかがいます。ご意見のある方、挙手でおねがいたします。

よろしいですね？

ないようですので、決裁の方に移りたいと思います。

議案第2号農地法第4条につきまして、農業委員さん、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので、この件は認可されました。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局	<p>議案第3号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>新規案件を読み上げます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、それでは委員さんのご意見を拝聴したいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>無いようでしたら、第3号議案の基盤強化の決裁と取りたいと思いますがよろしいですね？</p> <p>当委員の〇さんが当事者でありまして、裁決だけ退席いただけたらと思います。</p> <p>・・・・・・・・森下委員退席・・・・・・・・</p>
議長	<p>それでは採決に移りたいと思います。委員さん、〇さん1名欠という状態での本件賛成の農業委員さんの挙手を求めます</p> <p>はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、本件は認可されました。</p> <p>・・・・・・・・森下委員入室・・・・・・・・</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p> <p>この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>農地の所在は七日市で、田が合計2筆で面積は〇㎡です。</p> <p>七日市の〇さんが平成30年1月から借りていましたが、健康上の問題から解約されましたので報告します。</p>
議長	<p>今回の説明につきまして、報告事項でございますので、今の説明で、終わらせていただきたいと思います</p> <p>これで、本日の提出議案については、終了いたします。</p>

森下委員	<p>ちょっと、問題といたしますか、この経営基盤関係の利用賃借関係で、以前委員会で審議をしたものが、色んな人からの情報が私に入ってきて、調べた結果、これを申請した人は、細目上は賃借した、という形が出とって、実際は所有者さんが耕作をしたという場所がみられる所が出たんですが、そういう申請について、今まで委員会の中で、出たからそれを通した、それで、みな耕作されている、という形できたのか、そういう調査をした事があるのか、そういう問題が起きた部分があるので、それに対しての調査というか、その辺の事について委員会は、そういう形で議決したものが、はっきり言うたら疑義ある議決というかこうになってくる、という事で、委員会としての責任を持たにゃあいけん形になってきますので、まあ、これはこのまま見すごすわけにはいかないんじゃないかという思いがあるので、一言、事務局の方の答弁をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>今、森下委員がいう事を、わかりやすく言います。</p> <p>ようは、本日も出ましたけど、こうした利用権設定をして、その受け手の方が、全然受け手の方が田んぼを作っていない。違う、全然関係ない人が作っている</p>
森下委員	<p>所有者が、貸し手の方が作つとる</p>
議長	<p>貸し手の方が？それ、貸したんですよね？</p>
森下委員	<p>だから、実際農業委員会でも可決しているんです。だから、それがあから、委員会としては、皆さんがした事が、実際言うたら事実できていない、という事に対して、委員会として、それに対して、私ら委員は、議決して賛成をしたという事実がある。</p>
議長	<p>ようするに、貸し手が作っているという事になると、利用権設定、設定する必要がなかった。</p>
森下委員	<p>何のためかという、補助金を取るため、と。一つの問題じゃないか、そこが出てきた。こういうのが、今までにもあったんじゃないか。</p> <p>実際、このまま県とか、国の方に、どうなんだ、という事になったら、遡って調査して、今までの補助金返還という形は、町全体にかかってくる。</p>
議長	<p>集積については、そういう事になってくるでしょうね</p>

森下委員	集積ばかりじゃなく、それ以外の補助金の、今までの、いう事になるでしょうね。それを委員会は騙されたという形ですからね。
議長	それが、第三者なのか、ご親戚なのかよく分からないですけど
茅原委員	あの、今のは、耕作しとる、というのは、経営的にどうなんかというのは分からないから、ちょっと産業課の方で、細目書を見てきたらどうですか？細目書が変わった人の名前になっとるか、前の人そのまま、貸してるものの細目書がなかったいうて、経営人が出てくる。作業を手伝うのは、いくら貸した人が預けたを手伝っても別に問題がないんだから、ちょっと、そのへんの、経営的なもんっちゃうのは細目書を見れば、自分がその分を経営してるか、してないかっちゃうのは、そこである程度は判断せんといけんと思うんで、下に行ったら産業課がおるんで、ちょっと休憩して、見てきたらどうなん？
議長	ちょっと個人的情報になりますので、公のところで出来ないんで、ちょっと調査させて・・・
茅原委員	名前は出さんでもええじゃ。名前は出さんでも、その人の田んぼは、貸した人の細目書に載っとるか、または、自分が持っとった人の田んぼであるかちゅうくらいなら見てくれる。それは、Aという人かBという人かのかっこうで、○さんという人の名前を出さんでもええわけじゃから。森下さんも名前を出しとるわけじゃないんだから。それが、どのようになっとるんかだけの、変わった人になっとるか、地主のものになっとるかくらいは、見てくれるじゃろ？
産業課長	それは、森下さんが言われとるのは、場所とか、地番とか今お分かりですか？
森下委員	はい、分かります。僕は確認していますんで。
茅原委員	細目書まで確認したん？
森下委員	本人に確認してますけえ。所有者に。
茅原委員	所有者が田を作っとっても、細目書もそれで出しとる？

森下委員	それがあるから、僕が今回、発言をさせてもろうたんです。これは、大きな問題と思うんで、簡単に結論が出せる問題じゃないので。
三井委員	理由っちゅうのは分かっとるん？森下さんが。何でそういう事をしたか？
森下委員	補助金の関係という話を、僕は聞きました
三井委員	そういう事を言われたんですか？
議長	分かりました。森下委員さんの意見につきまして、一応、ここで云々というわけにはいかないなので、産業課の方の権限の問題もあったりするので、検討させていただきたい、という事でよろしいですかね？ ちょっと担当者の方も、今日休んどったりするんでね。という事で、申し訳ないんですが。すぐ回答ができなくて申し訳ない
森下委員	出来んと思いますので 以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。
	午前 9時 33分閉会